

平成 27 年第 1 回定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

| | | |
|----------|--|-----|
| ◎ 請願の審査 | | |
| 1 | 請願第 47 号「三重県残土条例制定を求める件について」 | 1 |
| ◎ 所管事項説明 | | |
| 1 | 三重県総合博物館 (M i e M u) について | 9 |
| 2 | 三重県人権施策基本方針 (第二次改定) (骨子案) について | 1 5 |
| 3 | 「三重県多文化共生社会づくり指針 (仮称)」の策定にあたっての 考え方について | 1 9 |
| 4 | 三重県消費者施策基本指針最終案について | 2 1 |
| 5 | 三重県災害廃棄物処理計画 (仮称) 最終案について | 2 5 |
| 6 | R D F 焼却・発電事業について | 2 9 |
| 7 | 産業廃棄物の監視・指導状況について | 3 3 |
| 8 | 産業廃棄物の不適正処理事案について | 3 7 |
| 9 | 包括外部監査結果に対する対応について (環境生活部関係) | 4 3 |
| 1 0 | 各種審議会等の審議状況について (環境生活部関係) | 5 1 |
| 別冊 1 | 三重県消費者施策基本指針 (案) | |
| 別冊 2 | 三重県災害廃棄物処理計画 (仮称) (最終案) | |

平成 27 年 3 月 5 日

環境生活部

(請願の審査)

1 請願第 47 号「三重県残土条例制定を求める件について」

1 有害物質や産業廃棄物が混入した土砂の埋立て等を規制する法令等の内容

① 土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康被害を防止するため、土壤汚染対策法では次のような場合に土壤調査を実施し、汚染が発見された場合は当該汚染土壤を適切に管理することが求められています。

- 有害物質使用特定施設（※）の使用を廃止したとき
※有害物質使用特定施設…水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設であつて、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの
- 一定規模（3, 0 0 0 m²）以上の土地の形質変更時で土壤汚染のおそれがあるとき
- その他、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとき

② 三重県生活環境の保全に関する条例

土壤汚染対策法を補完するため、土壤調査の実施を義務付ける範囲の拡充を図り、土壤汚染の発生を早期に把握し対策を指導できる手続きを定めるとともに、自主的な土壤または地下水調査の結果、汚染が発見された場合の県への届出を義務付けています。

さらに、県外からの汚染土壤の搬入を事前に把握するため、汚染土壤を県内で処分する場合は県への届出を義務付けています。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物が混入または混入のおそれのある残土は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

- 廃棄物混入土砂または廃棄物に該当すると判断される土壤改良材或いは改良土等（以下「土砂状廃棄物」という。）は、廃棄物処理法を適用
- 土砂状廃棄物による土地造成等は、不法投棄に該当
- 土砂状廃棄物に該当する疑いのある土砂等で埋め立てられている場所へは、立入検査が可能

④ 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（三重県産廃条例）

三重県産廃条例では、土地所有者が貸した土地等で産業廃棄物の不適正な処理を防止するため次のことを定めています。

- 貸した土地の使用方法の確認
- 不適正な処理を発見した場合の、借地人への中止の請求や知事への速やかな通報

2 他自治体での残土処分を規制する条例の制定状況

① 他自治体における条例制定の有無

| 都道府県 | 廃掃法・土対法政令市 | 合計 |
|---------|------------|----------|
| 22 / 47 | 31 / 112 | 53 / 159 |

② 条例の制定目的（複数回答）

| | 都道府県 | 廃掃法・土対法 政令市 | 合計 |
|------------|------|----------------|----|
| 災害防止（崩落防止） | 15 | 25 | 40 |
| 土壌汚染防止 | 12 | 15 | 27 |
| 廃棄物不法投棄防止 | 8 | 8 | 16 |

その他の意見：無秩序な土砂等の堆積防止、生活環境の保全

③ 条例制定の背景（複数回答）

| | 都道府県 | 廃掃法・土対法 政令市 | 合計 |
|-----------|------|----------------|----|
| 土砂等大量持ち込み | 9 | 17 | 26 |
| 廃棄物等の不法投棄 | 8 | 4 | 12 |
| 土砂の崩落災害 | 5 | 5 | 10 |

その他：土壌汚染

④ 条例の効果・影響等（複数回答）

| | 都道府県 | 廃掃法・土対 法政令市 | 合計 |
|------------------|------|----------------|----|
| 埋立場所の事前把握が可能となった | 16 | 24 | 40 |
| 苦情・情報提供が増加した | 3 | 7 | 10 |
| 埋立箇所、土砂搬入量が減少した | 2 | 5 | 7 |
| 事務処理量、人件費が増加した | 7 | 7 | 14 |

その他：工事着工を遅延（審査に時間を要するため）、無秩序な埋立防止による崩落等の災害抑止

⑤ 許可及び届出件数（平成25年度実績）

| 件数 | | 都道府県 | 廃掃法・土対法政令市 |
|----|-----|--------|------------|
| 許可 | 平均※ | 36件 | 9件 |
| | 最大 | 97件 | 75件 |
| 届出 | 平均※ | 667件 | 16件 |
| | 最大 | 2,335件 | 62件 |

※平均値は、平成25年度に許可及び届出実績があった自治体による平均値

3 他自治体へのヒアリング

① ヒアリングの目的と選定理由

残土条例制定の経緯や、運用状況等を確認するため、他自治体へのヒアリングを実施しました。

ヒアリング先は、次のような理由により6県・市を選定し実施しました。

- ・立入件数・届出件数の多い自治体
- ・最も早くから残土条例を制定している自治体
- ・県条例が無く市町が独自に条例を制定している自治体
- ・県の残土条例を補完するため市町が独自に残土条例を制定している2自治体
- ・残土条例の制定を検討している自治体

② ヒアリング結果

他自治体へのヒアリング結果は別紙のとおりです。

4 残土に関する県所管法令等

① 土地の改変等を規制する法令

| | |
|-------|---|
| 農林水産部 | 砂利採取法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、森林法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例 |
| 県土整備部 | 河川法、海岸法、港湾法、採石法、砂利採取法、都市計画法、景観法、三重県土採取条例、三重県砂防指定地管理条例、三重県都市公園条例、三重県景観づくり条例、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則 |

② 主な規制法令と規制対象区域

| 規制法令 | 規制対象 | 県総面積に対する割合 (%) |
|----------------------|------|----------------|
| 農地法 | 農地 | 10.6 |
| 森林法 | 保安林 | 19.7 |
| 自然公園法、 三重県立自然公園条例 | 自然公園 | 34.9 |

※ 県内全域の行為を対象としている法令として、都市計画法、砂利採取法、三重県土採取規制条例がある。

| 規制法令 | 規制対象 | 箇所数 | 県総面積に対する割合 (%) |
|-----------------------|------------|-------|----------------|
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | 25 | 0.1 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩落危険区域 | 733 | 0.2 |
| 砂防指定地管理条例 | 砂防指定地 | 1,434 | 13.9 |

③ 法令ごとの申請件数

| 規制法令 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|--------|--------|
| 河川法 | 967 | 981 |
| 農地法 | 249 | 286 |
| 三重県砂防指定管理条例 | 255 | 222 |
| 都市計画法 | 185 | 179 |
| 森林法 | 132 | 165 |
| 自然公園法 | 141 | 131 |
| その他 | 184 | 178 |
| 合計 | 2,113 | 2,142 |

④ 公共工事における残土利用状況

- 農林水産部：6件（平成26年度）
- 地域連携部：1件（平成26年度）
- 県土整備部：平成25年度に残土の発生・利用する可能性のある工事が、副産物情報交換システムに1,200件登録。

※国・県・市町の発注する公共事業における残土の利用については、建設発生土情報交換システムが構築されており、県、市町が残土の発生と利用の調整を図っています。

5 残土に関する国の取組状況

建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理の一層の推進を図るために建設リサイクル推進計画（国土交通省 平成26年9月1日改定）が定められています。

同推進計画では、平成30年度での建設発生土有効利用率80%を目標に建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化のために次の重点施策が進められています。

- 建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- 内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- 内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
- 自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合の安全性の一般市民への理解促進

6 今後の方針

県内の残土処分場の状況や土砂の堆積等で問題になっている事案の有無について調査するとともに、条例制定の効果を見据えながら調査結果についてとりまとめていきます。

自治体ヒアリング結果

| 自治体名 | 条例制定の背景 | 条例の目的 | 組織体制 | 担当部局 | 条例制定の効果等 |
|------|---|------------------------------------|---|-------|--|
| A 県 | 過度な土砂の堆積により、崩落事故が発生したことから、県条例により土砂の搬入を規制 | 災害防止(崩落防止) | 県庁：5名 地域事務所：7か所 担当4～10名 (他法令事務も兼務) | 廃棄物部局 | <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な土砂の堆積の抑止になっている（A県、B県） ・住民の監視の目が厳しくなった（A県、B県） ・無秩序な堆積につながらないような事業についても規制をかけてしまっている（A県、D市、E市） ・事務手続きや事業者の監視指導に係る人員が不足しており、職員の負担が大きい（B県、C市、D市、E市） ・許可業者による大規模な不適正事案が発生し、更なる規制強化が必要となった（C市） ・残土への廃棄物混入事案については廃棄物処理法で対応しており、残土条例で対応した事例は無い（A県、B県、C市、D市、E市） ・残土の不適正な処理が問題となっている地域は、県下の一部に限られており、条例制定により県下全域を規制する必要性があるのか慎重に検討を進めている（F県） |
| B 県 | 地形的になだらかなため、県内の広範囲で無秩序な堆積が頻発していたことから、県条例により土砂の搬入を規制 | 土壌汚染防止 災害防止(崩落防止) | 県庁：6名 地域事務所：10か所 担当1～2名 | 廃棄物部局 | |
| C 市 | バイパス無料化に伴い、関西方面からのアクセスが良くなり、市内に大量の土砂が運び込まれるようになったことから、市の条例により土砂の搬入を規制 | 土壌汚染防止 災害防止(崩落防止) 廃棄物等不法投棄防止 | 本庁：3名 | 廃棄物部局 | |
| D 市 | 特定の地区において、他県（関西方面）から海路で運び込まれた大量の残土による埋立事案が発生し、問題化したことから、市の条例により土砂の搬入を規制 | 災害防止(崩落防止) | 本庁：9名 (他法令事務も兼務) | 開発部局 | |
| E 市 | 他県（関西方面）から海路で土砂を搬入し、市内で処分しようとする事案が多く発生したことから、市の条例により土砂の搬入を規制 | 災害防止(崩落防止) | 本庁：3名 | 開発部局 | |
| F 県 | 一部の残土条例制定市からの要望により、現在、県での残土条例制定について検討 | | | 廃棄物部局 | |

※D市、E市については、以前から土砂採取条例の中で、土砂の堆積についても規制されていたが、残土の問題に対応するため条例改正したときの背景である。

※監視・指導業務は、各自治体とも廃棄物のパトロールと合わせて行っている。

※F県については、残土条例の制定を検討している自治体である。

1 三重県総合博物館 (MieMu) について

1 開館 (平成 26 年 4 月 19 日) から平成 27 年 3 月 1 日までの入館者数及び展示観覧者数

(1) 入館者数 (博物館への入館者総数 (無料スペースのみの利用者を含む。))

347,285 人

(2) 展示観覧者数 (基本展示及び企画展示の観覧者総数)

(単位: 人)

| 基本展示 | 企画展示 | | | | | 合計 |
|---------|-------------------------|---------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------|
| | MieMu発進! (4/19-5/18) | 日本の心 (5/24-6/22) | でかいぞ ミエゾウ! (7/29-9/28) | 祈りと癒しの地 熊野 (10/11-11/24) | ふたりの ウェディング事情 (1/10-3/8) | |
| 178,058 | 38,591 | 13,086 | 37,899 | 17,620 | 9,860 (～3/1) | 295,114 |

*平成 26 年度目標 22 万人

*年間パスポート発行件数 6,613 件

(3) 子どもの利用状況

展示観覧者数 105,404 人

うち学校による利用 307 校 25,173 人 (児童・生徒のみ)

(種類別) 幼稚園等 30 校、小学校 169 校、中学校 35 校、高校 15 校、特別支援学校 58 校

(地域別) 北勢 44 校、中南勢 171 校、伊勢志摩 59 校、伊賀 22 校、東紀州 4 校、県外・海外 7 校

2 三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況

「7項目」の取組状況については、別紙1のとおりです。

3 今後の取組

(1) 開館記念企画展

[第6弾]「親鸞 高田本山専修寺の至宝」(H27/3/21～5/10)

17年に一度、津市の真宗高田派本山専修寺で行われる一光三尊仏の御開扉行事にちなんで、専修寺に伝わる浄土真宗の開祖親鸞にまつわる数々の宝物を紹介します。

(2) 平成 27 年度の事業計画

①企画展示

実施計画は別紙2のとおりです。

②交流創造活動

三重の自然と歴史・文化に関する「知りたい」「学びたい」「調べたい」などのさまざまなニーズを持つ県民・利用者みなさんに対して、三重に関するレファレンス、情報受発信、資料の閲覧、学習交流プログラムなどの機会を提供します。

ア) 学習交流スペース

三重の自然と歴史・文化に関することについて調べたり、仲間と一緒に活動をしたりできるようレファレンス、情報の検索、図書の閲覧などのサービスを提供します。隣接する資料閲覧室では、歴史的公文書を含む博物館資料の閲覧もできます。

イ) 学習支援活動

多くの県民のみなさんに三重の自然や歴史・文化に対する興味・関心をもっていただくきっかけづくりを目的とした学習支援活動を実施します。

ウ) その他の交流活動

博物館活動を進めていくうえで重要な基盤となる、多様な関係機関、団体とともに各種連携事業を実施します。

《主な取組》

- みえむボランティア
- ミュージアム・パートナーとの連携
- みんなでつくる博物館会議（こども会議を含む）

③アウトリーチ活動

地域の諸団体や市町との連携により、県内各地で展示事業やシンポジウム、フィールドワークなどのアウトリーチ活動を実施し、地域の魅力の再発見につなげます。

④調査研究活動

大学や研究機関との連携により、多分野の研究領域による総合研究や共同研究、学芸員がそれぞれの専門領域の調査研究を行う専門研究などを推進します。その成果は、企画展示などで発信していきます。

三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

| 項目 | 取組状況 |
|---|---|
| ①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月の常任委員会において「収支計画」をお示しし、その実現に向け、26年度当初予算を編成しました。歳出予算額411,125千円(※)に対して県費は327,625千円(歳出予算額の約80%)を計上しました。※開館初年度の特種要因(企画展の質・量の充実、消費税増税の影響等)を除く。 ・平成27年度予算案(平成26年度2月補正予算を含む。)においては、歳出予算額467,247千円(※)に対して県費は343,971千円(歳出予算額の約74%)を計上しました。※特種要因を除く <u>別紙1-1</u> ・多様な収入の確保に向けて企業等への寄附・協賛依頼を実施し、平成27年3月1日現在、寄附84件(66,360千円)、パートナーシップ会員143件(15,060千円)、コーポレーション・デー4件(850千円)の申込がありました。今後も引き続き、登録済企業のフォローと参加企業の新規拡大に取り組んでいきます。 |
| ②入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに広報・利用者サービス課を設け、戦略的・統一的に広報を推進する体制を整備しました。 ・今まで博物館に興味がなかった方にも関心を持っていただけるよう、駅看板やポスターやチラシの配布といった従来からの手法に加え、さまざまな工夫をしながら、観覧者の増加に向けて努力しています。 <p>※主な事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地及び関西のショッピングセンターにてPRコーナーを設置 ・近隣のレストランと連携してスタンプラリーを実施し、各店舗でカードを提示すると一定メニューの料金が割引になるほか、一定のポイントを集めると、県立美術館及びMieMuいずれかの次回展覧会が無料で観覧可能 ・ツイッターやフェイスブックなどウェブ媒体を使い、旬の情報をいち早く提供するとともに、利用者との交流の場として活用 |
| ③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること | <ul style="list-style-type: none"> ・開館後の運営や経営のあり方についてご意見を伺うため、三重県総合博物館経営向上懇話会を平成23年10月に設置し、活動と運営の仕組みに反映してきました。(開館までに12回開催) ・開館後は、条例に基づく三重県総合博物館協議会を設置し、経営面に係るご意見も伺うこととしており、平成26年9月5日に第1回会合、平成27年3月4日に第2回会合を開催しました。 |
| ④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること | <ul style="list-style-type: none"> ・寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働など、さまざまな観点からの連携を実施しています。 <p>※主な連携事例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コーポレーション・デー <ul style="list-style-type: none"> 多くの方に博物館に親しんでいただくきっかけとして、企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化。協賛者は、チラシの配布など自らの広報活動が可能。平成26年度は4回実施。 ② 展示関係 <ul style="list-style-type: none"> ・展示の企画、共同開催 ・展示資料の借用 ・関連イベント(うまみ教室、博物館ウェディング等)の企画・実施 ・地域のレストランとの連携による観覧者への飲食割引 |

| | |
|---|---|
| | <p>③ 事業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館内施設を利用したセミナーやイベントの開催 ・ 百貨店の催事やショッピングセンターにおけるPR展示やイベントの実施 ・ 伊勢湾をテーマとした夏休み親子向け船上イベントにおいて、学芸員が伊勢湾の生き物に関する講演を実施 ・ 食文化をテーマとしたシンポジウムにおいて、学芸員がパネリストとして参加し、基本展示室で展示している御師料理等について紹介 <p>④ ミュージアムショップ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のレストランと連携したオリジナル弁当、デザート等を開発して販売、レストラン店舗でもオリジナルメニューを販売 ・ MieMuオリジナル商品を開発して販売 |
| <p>⑤ 現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議を継続しています。 |
| <p>⑥ 自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初計画で20kwとしていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に100kw分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも2.5kw分を設置しました。 ・ なお、地中熱を利用した水蓄熱空調システムについて、省エネ性・環境性に優れるとともに、空調負荷の低コスト化を図ったことなどが評価され、平成26年7月16日に一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから表彰を受けました。 |
| <p>⑦ 金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のためのしくみを整備しました。 ・ 現在、評価に向けたデータ取得を進めており、今後、三重県総合博物館協議会に設置した評価部会における分析や評価などを踏まえ、今後の改善に反映させていきます。 |

平成 27 年度収支計画について

(1) 収入

(単位：千円)

| 項目 | 収支計画 (H25.6 提示) | 27 年度 (26 年度 2 月補正+27 年度当初) | | | | 備 考 |
|----------------------------|--------------------|-----------------------------|----------------|--------------|--------------|-----|
| | | 計 | 特殊要因を 除いた金額 | 特殊要因 (※1) | 特殊要因 (※2) | |
| 観覧料収入 | 42,000 | 63,302 | 62,889 | - | 413 | |
| 企業からの協力 (企業パートナーシップ等) | 8,000 | 6,990 | 6,990 | - | - | |
| 施設活用による収入 (ミュージアムショップ等) | 10,000 | 5,540 | 5,540 | - | - | |
| その他事業関連収入 (資料利用収入等) | 2,500 | 1,215 | 1,215 | - | - | |
| 公的団体等の外部資金 獲得 (国交付金を含む) | 12,000 | 37,642 | 37,642 | - | - | |
| 外部資金を活用した基 金からの繰入 | 9,000 | 9,000 | 9,000 | - | - | |
| (小計) 県費以外の収入 | 83,500 | 123,689 | 123,276 | - | 413 | |
| 県費 | 345,500 | 362,751 | 343,971 | 12,792 | 5,988 | |
| 合計 | 429,000 | 486,440 | 467,247 | 12,792 | 6,401 | |

(2) 支出

(単位：千円)

| 項目 | 収支計画 (H25.6 提示) | 27 年度 (26 年度 2 月補正+27 年度当初) | | | | 備 考 |
|-------------|--------------------|-----------------------------|----------------|--------------|--------------|---------------------|
| | | 計 | 特殊要因を 除いた金額 | 特殊要因 (※1) | 特殊要因 (※2) | |
| 事業費 | 97,000 | 138,785 | 136,409 | - | 2,376 | |
| 維持管理費・一般管理費 | 140,000 | 147,153 | 138,756 | 4,372 | 4,025 | 【主な特殊要因】 電気料金値上げ |
| 人件費 | 192,000 | 200,502 | 192,082 | 8,420 | - | 【主な特殊要因】 現体制を維持 |
| 合計 | 429,000 | 486,440 | 467,247 | 12,792 | 6,401 | |

(※1) 消費税以外の要因

(※2) 消費税の改正

平成27年度の企画展示実施計画(案)

開館2年目の企画展示は、開館年にもまして、MieMuの特色や魅力を発信するため、さまざまな切り口のテーマで展開していきます。また、まちかど博物館・県内企業、市民団体などとの連携による交流展示、基本展示を補完するトピック展示など、さまざまなニーズの来館者に三重の多様で豊かな自然や歴史文化を感じていただける展覧会を計画しています。

| 年度 月 | 3階 企画展示室 | | | | | 2階 交流展示室 (200㎡) | 備考 |
|-----------|--|--------------|-------------|-------------|-------------|--|--------------------------------------|
| | 1A (200㎡) | 1B (200㎡) | 2 (100㎡) | 3 (100㎡) | 4 (200㎡) | | |
| H27 4月 | 開館記念企画展[第6弾・春季] 「親鸞～高田本山専修寺の至宝～」3/21(土・祝)～5/10(日) 17年に一度の一光三尊仏の開扉にあわせ、高田派本山専修寺の至宝から日本史上重要な位置を占めた親鸞とその門流の歴史を展示します。 | | | | | 交流展示 「荘厳と静寂の回廊」 3/28(土)～5/10(日) | |
| 5月 | 企業との交流展示 「関口照生写真展「地球の笑顔」」 5/23(土)～6/14(日) | | | | | ミュージアムパートナー連携展示 「三重を彩る花々～藤原・御在所・朝熊の花～」 5/16(土)～5/31(日) | |
| 6月 | | | | | | トピック展示 「戦後70周年記念 平和展」 6/6(土)～6/28(日) | |
| 7月 | 企画展[夏季] 「あんな虫、こんな虫、そんな虫～身近な小さな生き物たち～」7/11(土)～8/30(日) 博物館に寄贈された膨大な標本数のコレクションや、巨大な昆虫の写真や模型類などにより、昆虫の色、形、大きさや生態、種の多様性などを紹介するとともに、県内の昆虫に関する活動についても紹介します。 | | | | | | 三重の実物図鑑(3階)において戦争関連資料を展示 8月中旬 |
| 9月 | 企画展[秋季] 「SUZUKA 夢と挑戦のステージ～ホンダF1と鈴鹿サーキット～」9/19(土)～11/15(日) 日本初の本格的なレーシングコースであり、現在、日本で唯一のF1グランプリの舞台である鈴鹿サーキットと、1964年以降、世界最高峰のレースに挑み続けてきたホンダのF1への挑戦の歴史を中心に紹介します。さらに、その背景にある技術革新への取組や、世界中のモータースポーツファンだけでなく子どもたちの夢を育み続ける鈴鹿サーキットの姿を通じて、夢がもつ力、挑戦することの素晴らしさなどを発信します。 | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | 移動展示 (時期未定) |
| 11月 | | | | | | 交流展示「歯の博物館」 11/3(火・祝)～11/15(日) | |
| 12月 | 企画展[冬季] 「くらしの道具～いま・むかし～」 12/12(土)～1/24(日) | | | | | 交流展示「三重のまちかど博物館展」12月上旬 | |
| H28 1月 | | | | | | 交流展示「すばらしい三重の文化財」 1/9(土)～1/24(日) | 交流展示「よみがえる昭和の津のまち」 1/13(水)～2/7(日) |
| 2月 | 企画展[春季] 「明治の日本と三重～近代日本の幕開けと鹿鳴館時代の三重」 2/6(土)～3/21(月・祝) | | | | | | |
| 3月 | 国立公文書館との共催により、日本の歴史上画期となった出来事の歴史的公文書や、明治～昭和期に県庁で作成された公文書・絵図・地図類などにより、近代日本の幕開けと鹿鳴館時代の三重を紹介します。 | | | | | 交流展示「伊勢型紙展」 3/10(木)～3/21(月・祝) | |

2 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（骨子案）について

1 三重県人権施策基本方針改定の経緯

県では、人権施策の総合的な推進を図るための指針として、「三重県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を平成11年に策定し、平成18年には、人権をめぐる社会状況の変化等に対応するため、基本方針の施策構成を見直すなどの第一次改定を行いました。

今回の改定は、第一次改定後の新たな課題への対応という点などから見直し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて取組を推進しようとするものです。

2 基本方針の検討状況

(1) 改定の方向性

① 人権をめぐる社会状況の変化

これまでもさまざまな視点や立場から人権に関する取組が行われてきましたが、差別や暴力、いじめ、虐待などの人権問題が依然として生じており、さらに、情報化や国際化、少子高齢化などの進展に伴い、インターネットの利用をめぐる人権侵害が増加するなど人権をめぐる社会状況の変化をふまえて人権施策を推進していきます。

② 人権施策の推進にかかる取組状況の検証、基本方針の見直し

現行の基本方針に「概ね10年後の2015（平成27）年をめどに見直しを行う」ことが明記されており、これまでの取組を検証し、基本方針の見直しを行います。

③ 人権に対する意識の変化等を人権施策に反映

平成25年に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」等をもとに、県民の人権に対する意識の変化や明らかになった課題を人権施策に反映させていきます。

(2) 三重県人権施策審議会での検討状況

平成26年度第1回審議会（9月12日開催）での審議をふまえ、現行の基本方針の体系を見直すとともに、時代潮流、現状認識、これまでの取組の成果と課題などをもとに検討を行い、第2回審議会（2月10日開催）において基本方針（第二次改定）（骨子案）を策定しました。

今後、この骨子案に沿って中間案（素案）を策定し、平成27年度第1回審議会において検討を行います。

(3) 今後の予定

| | | |
|------------|---------------|--------|
| 平成27年5月～6月 | 三重県人権施策審議会 | 中間案の検討 |
| 平成27年6月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 中間案 |
| 平成27年7月～8月 | パブリックコメント | |
| 平成27年8月～9月 | 三重県人権施策審議会 | 最終案の検討 |
| 平成27年10月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 最終案 |
| 平成27年11月 | 議案提出 | |

3 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（骨子案）

第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針改定の経緯
- 2 めざす社会
- 3 基本理念

第2章 人権施策の推進

- 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策
 - (1) 人権が尊重されるまちづくり
- 2 人権意識の高揚のための施策
 - (1) 人権啓発の推進
 - (2) 人権教育の推進
- 3 人権擁護と救済のための施策
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) さまざまな人権侵害への対応
- 4 人権課題のための施策
 - ・同和問題
 - ・子ども
 - ・女性
 - ・障がい者
 - ・高齢者
 - ・外国人
 - ・患者等（患者の権利、H I V感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）
 - ・犯罪被害者等
 - ・インターネットによる人権侵害
 - ・さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等にかかる人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

第3章 人権施策の推進体制等

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進
- 2 人権施策の推進体制と仕組み

〈参考〉 三重県人権施策基本方針（第二次改定）（骨子案）の対照表

| 第一次改定（平成18年3月） | 第二次改定骨子案 |
|---|--|
| <p>第1章 基本的な考え方</p> <p>1 基本方針策定の経緯</p> <p>2 改定の経緯と考え方</p> <p>3 基本理念</p> <p>4 <u>めざす社会の実現に向けて</u></p> | <p>第1章 基本的な考え方</p> <p>1 基本方針改定の経緯</p> <p>2 <u>めざす社会</u></p> <p>3 基本理念</p> |
| <p>第2章 人権施策の推進</p> <p>1 人権施策とは</p> <p>2 人権の施策体系</p> <p>(1)人権が尊重されるまちづくりのための施策</p> <p>○人権が尊重されるまちづくり</p> <p><u>○人権尊重の視点に立った行政の推進</u></p> <p>(2)人権意識の高揚のための施策</p> <p>○人権啓発の推進</p> <p>○人権教育の推進</p> <p>(3)人権擁護と救済のための施策</p> <p>○相談体制の充実</p> <p>○さまざまな人権侵害への対応</p> <p>(4)人権課題のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題 ・子ども ・女性 ・障害者 ・高齢者 ・外国人 ・患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等） ・犯罪被害者等 ・インターネットによる人権侵害 ・さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等） | <p>第2章 人権施策の推進</p> <p>1 人権が尊重されるまちづくりのための施策</p> <p>(1)人権が尊重されるまちづくり</p> <p>2 人権意識の高揚のための施策</p> <p>(1)人権啓発の推進</p> <p>(2)人権教育の推進</p> <p>3 人権擁護と救済のための施策</p> <p>(1)相談体制の充実</p> <p>(2)さまざまな人権侵害への対応</p> <p>4 人権課題のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題 ・子ども ・女性 ・障がい者 ・高齢者 ・外国人 ・患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等） ・犯罪被害者等 ・インターネットによる人権侵害 ・さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、<u>災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等にかかる人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等</u> 等） |
| <p>第3章 <u>施策の推進にあたって</u></p> <p>1 人権施策の推進～行動プラン(仮称)の策定</p> <p>2 人権施策の推進体制としくみについて</p> <p>3 <u>基本方針の見直し</u></p> | <p>第3章 <u>人権施策の推進体制等</u></p> <p>1 <u>人権尊重の視点に立った行政の推進</u></p> <p>2 人権施策の推進体制と仕組み</p> |

3 「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」の策定にあたっての考え方について

1 策定の趣旨

日本社会が大きな転換期にある今、「多文化共生」のもつ力が地域創生の一つの鍵となると考えられることから、「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」の見直しを行い、異なる文化的背景を生かして一緒に築いていく地域社会をめざして、「三重県多文化共生社会づくり指針（仮称）」（以下、「指針」という。）を策定します。

2 指針の概要

（1）指針の計画期間

2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、人の流れとともに、人の意識も大きく変化すると考えられます。より効果的にめざす社会へと移行できるよう努めることとし、計画期間を「2016（平成28）年4月1日から2020（平成32）年3月31日までの4年間」とします。

（2）指針の構成

指針は、基本理念と行動計画の二部構成とします。

（3）進捗管理

指針に規定する行動計画において、施策体系別に目標値を設定し、毎年度の目標達成を確認することで進捗管理を行います。

3 指針の検討状況

（1）基本理念

基本理念では、めざす2020（平成32）年の「多文化共生」の地域社会像を見定め、「多文化共生」の強みを生かすための視点を明らかにした上で、現在の指針の成果と残された課題をふまえつつ、「異なる文化的背景を生かして一緒に地域社会を築いていく」ための道筋を示すものとして検討を進めています。

（2）めざす地域社会像

めざす2020（平成32）年の「多文化共生」の地域社会像として、現時点では次のような状態を想定して検討を進めています。

- ・日本人も外国人住民等も一緒に地域社会を元気にしようとしている
- ・多方面で活躍する多様な人材が育っている
- ・「多文化共生」により、今までとは違う発想が生まれることに、一人ひとりが気づいている
- ・その新たな発想で、地域社会の課題を解決する方策を探り、一人ひとりが行動を起こしている
- ・外国人住民等の間でも、それぞれの国の文化の違いを理解することで、大きな力とすることができることを理解し、知恵を出しあっている
- ・大学や企業、各種団体等が、地域社会の中で協働を進めている

(3) 重視する方向

重視する方向としては、次の4方向を中心に、詳細部分の検討を進めることとしています。

- ① 地域社会の課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
- ② 外国人住民等の活躍に向けた情報提供や文化の違いの重要性を互いに学びあう場の提供
- ③ 基盤となる安全で安心な生活の保障
- ④ 取組の展開に不可欠なさまざまな主体との連携

4 今後の予定

| | | |
|--------------|---------------|------------|
| 平成27年5月～6月 | 三重県多文化共生推進会議 | 骨子案の検討 |
| 平成27年6月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 骨子案 |
| 平成27年8月～9月 | 三重県多文化共生推進会議 | 中間案の検討 |
| 平成27年10月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 中間案 |
| 平成27年10月～11月 | パブリックコメント | |
| 平成27年11月～12月 | 三重県多文化共生推進会議 | 最終案の検討 |
| 平成27年12月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 最終案の検討経過報告 |
| 平成28年1月～2月 | 三重県多文化共生推進会議 | 最終案の検討 |
| 平成28年3月 | 環境生活農林水産常任委員会 | 最終案 |
| 平成28年3月 | 指針の策定・公表 | |

4 三重県消費者施策基本指針最終案について

1 基本指針の策定

「三重県消費生活条例(平成7年12月22日三重県条例第49号)」では、「県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な消費者施策を策定し、及びこれを実施するものとする」と規定しています。

このたび、消費者施策を取り巻く社会環境の変化、また、そのことに伴い整備された消費者関連法への迅速・的確な対応の必要性をふまえて、「三重県消費者施策基本指針(案)」(以下、「指針」という。)を策定しました。

2 最終案の内容

(1) 計画期間

平成27年4月～平成32年3月 (5年間)

(2) 指針の概要

指針の構成は次のとおりです。(全体の概要については別表)

最終案の詳細は、**別冊1**「三重県消費者施策基本指針(案)」を参照。

第1章 指針策定の考え方

指針策定の趣旨、策定の視点、計画期間、進行管理等を示します。

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く環境変化や、国・三重県の経済状況、三重県における消費者の特性を明らかにします。

第3章 消費者施策の具体的展開

今後の三重県の具体的な消費者施策の展開について、3つの観点から取りまとめます。

指針の柱1 消費者の安全・安心の確保

消費者関連法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組等について、具体的に示します。

特に、昨今、食の安全・安心についての問題が多発していることから、昨年度改正し、事業者への指導を強化した「食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、関係部局と連携する取組を進めることとしています。

指針の柱2 自主的かつ合理的な消費活動への支援（消費者教育推進計画）※

消費者市民社会形成に寄与するための消費者教育の体系的・効果的な推進と実践能力の育成のために必要な取組を示します。

※消費者教育推進計画

平成24年12月施行の「消費者教育の推進に関する法律」により、普通地方公共団体が、消費者教育を推進するための計画を策定することが、努力義務となったことを受けて、指針の柱2「自主的かつ合理的な消費活動への支援」を「三重県消費者教育推進計画」として位置付けることとしました。

指針の柱3 消費者被害の防止・救済

消費者の被害防止・救済のため、様々な主体が参画した相談体制や見守り体制についての取組を示します。

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

最後に、これらの取組のための、国や、事業者団体、消費者団体等と協働して進める内容などをお示しします。

3 今後の予定

平成27年3月中に指針を策定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、市町及び関係団体へも周知を行います。

また、平成27年4月からは本指針の3つの柱に沿って、関係団体等と協働して消費者施策の取組を進めていきます。

三重県消費者施策基本指針(案)構成イメージ

別表

第1章 指針策定の考え方

- (1) 指針作成の趣旨
- (2) 策定の視点
- (3) 計画期間(平成27年度～平成31年度 5年間)
- (4) 進行管理
- (5) 「みえ県民カビジョン」との関係
- (6) 基本指針の体系

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

- (1) 社会経済状況の変化
- (2) 三重県における消費生活相談の状況
- (3) 三重県における消費生活の動向

第3章 消費者施策の具体的展開

消費者の安全・安心の確保

法令に基づく監視・指導、消費者への適正かつ迅速な情報提供、自主的な取組等

- 食の安全・安心の確保(食品の生産から消費までの一貫した監視・指導システムの確立の確保)
 - ・ 農林水産・健康福祉・環境生活分野の連携による取組
 - ・ 食品衛生法
 - ・ JAS法
 - ・ 米トレサビリティ法
 - ・ 景品表示法
 - ・ 健康増進法
 - ・ GAP、食の信頼向上アドバイザー等
- 製品等の安全の確保
 - ・ 消費生活用製品安全法
 - ・ 家庭用品品質表示法
 - ・ 住宅品質確保法 など
- 取引の安全の確保
 - ・ 特定商取引法
 - ・ 割賦販売法 など
- 表示・計量の適正化
 - ・ 景品表示法
 - ・ JAS法
 - ・ 食品衛生法
 - ・ 健康増進法
 - ・ 計量法 など
- 生活関連物資の安定供給
 - ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

消費者市民社会形成に資するための消費者教育の体系的・効果的な推進と実践的能力の育成

- ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施(イメージマップ)
- 消費者の特性・場の特性に応じた教育(学校教育等での消費者教育の推進)
 - ・ 幼児期における消費者教育の推進
 - ・ 小学校期における消費者教育の推進
 - ・ 中学校期における消費者教育の推進
 - ・ 高等学校期における消費者教育の推進
 - ・ 特別支援学校における消費者教育の推進
 - ・ 大学・専門学校等における消費者教育の推進
- 地域社会での消費者教育の推進
 - ・ 高齢者・障がい者に対する消費者教育の推進
 - ・ 外国人に対する消費者教育の推進
- 家庭での消費者教育の推進
 - ・ 社会教育施設、PTA等への情報提供等(事業者の消費者教育の推進)
 - ・ 顧客の声を生かした情報提供、従業員への情報提供
- 多様な主体間との連携
 - ・ 国・県・市町・消費者団体・事業者団体との連携による効果的な実施
- 環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携
- 消費生活情報の提供・発信

消費者被害の防止・救済

様々な主体が参画した相談体制や見守り体制の確立

- 三重県消費生活センターの相談機能の充実
 - ・ 消費生活相談員の資質向上
 - ・ 日曜相談
 - ・ 顧問弁護士制度
 - ・ 苦情処理委員会
- 市町の相談体制充実に向けた支援
 - ・ 消費生活相談員の資質向上
 - ・ 県相談員による技術的支援
 - ・ 広域的連携の調整
- 多重債務者問題への対応
 - ・ 多重債務者対策協議会による連携
- 消費者事故情報の迅速な収集・提供
- 事業者指導の強化
 - ・ 表示の適正化、商取引の適正化、製品等の安全の確保
 - ・ 景品表示法
 - ・ 特定商取引法 など
 - ・ 近隣県、関係機関との連携による指導
 - ・ 東海4県悪質事業者対策会議
 - ・ 東海4県広告表示等適正化推進会議
- 判断能力が十分ではない高齢者等への支援
- 紛争の適切かつ迅速な解決

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

- 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保
 - ・ 消費生活に関する消費者等の意見の把握
 - ・ 消費者施策に関する透明性の確保
- 国との連携・市町への支援と連携
- 行政等の連携体制の充実・強化
 - ・ 庁内連絡体制の充実

5 三重県災害廃棄物処理計画（仮称）最終案について

1 県計画策定に向けた取組

本県では、南海トラフ地震発生の際の緊迫度が高い状況にあり、それに伴い大量の災害廃棄物が発生すると推計されています。災害からの迅速な復旧・復興のためには、あらかじめ被害想定に応じた災害廃棄物処理計画を策定しておく必要があります。

三重県では、国（環境省）が平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「三重県地域防災計画」と整合をとりながら「三重県災害廃棄物処理計画（仮称）」（以下、「県計画」という。）の策定を進め、平成26年12月に、県計画（中間案）を作成しました。

今回、県計画（中間案）について、実施手順の合理性や実効性を高めるため、市町及び民間事業者等に加え、環境省の指針策定委員等の有識者に意見をうかがい、最終案をとりまとめました。（別冊2参照）

2 意見照会等の状況

県計画（中間案）に対していただいた意見は、以下のとおりです。

- (1) 寄せられた意見総数 190件
（有識者 4名、市町等 41団体、関係民間団体 3団体、その他）
- (2) 主な意見の概要（別紙1 参照）

3 今後の予定

(1) 平成26年度

平成27年3月末までに県計画を策定し、公表するとともに、市町及び関係団体への周知を行います。

(2) 平成27年度以降

- ① 市町間連携による廃棄物処理を円滑に行うための“広域連携マニュアル”、有害物質等の円滑な処理を進めるための“処理困難廃棄物対策マニュアル”等を策定します。
- ② 災害廃棄物処理計画の実効性を高めるために、県、市町、民間事業者団体等と災害マネジメント能力の向上を図るための研修及び訓練を実施します。
- ③ 県域を越えた広域的な処理体系の構築を図るため、環境省地域ブロック協議会に参画して「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」の策定を進めます。
- ④ 市町災害廃棄物処理計画の策定支援を行うとともに、災害時に廃棄物処理を円滑に行うため、市町処理施設のBCP策定支援等を行います。

中間案に対する主な意見の概要とその対応

| 意見の概要 | 最終案への対応 |
|---|---|
| 1-1-6 災害廃棄物の基本方針 災害廃棄物の処理期間に関すること | |
| <p>処理期間を3年以内としているが、理論上最大クラスの南海トラフ地震の場合はその限りではなく被害の状況に応じて判断することが望ましい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理を進めるうえで一定の目標期間を設定すべきとの判断で、3年以内に処理の完了を目指すこととしていますが、災害の規模や災害廃棄物等の発生量に応じて、適切な処理期間を設定することといたしました。 <p style="text-align: right;">-P8-</p> |
| 1-2-2 災害廃棄物対策本部 組織体制に関すること | |
| <p>災害廃棄物対策本部の設置を誰が決定するのか明確にするべきである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 市町に行政機能が低下する等の甚大な被害の発生や他府県が被災し応援要請があった場合など、県による支援が必要と県（廃棄物対策局）が判断した場合には、速やかに設置することといたしました。 <p style="text-align: right;">-P17-</p> |
| 1-5-1.2 教育訓練・人材育成等 教育訓練・人材育成に関すること | |
| <p>教育訓練や人材育成、関係機関とのネットワークづくりなどを災害廃棄物処理計画の点検・評価と関連づけて、計画の実効性を高める仕組みを検討する必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 計画の実効性を高めるために災害廃棄物処理を担う人材の育成や教育訓練の実施を規定しました。 PDCAサイクルに基づくマネジメントの仕組みを構築し、計画の点検・評価を行い定期的に計画の更新を行うこととしました。 <p style="text-align: right;">-P29-</p> |
| 2-3-2 事務委託、事務代替 災害廃棄物処理基本対策・特別対策に関すること | |
| <p>基本対策か特別対策かを判断する主体と、具体的な判断プロセスを明確にする必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 特別対策は、市町に甚大な被害が発生し、災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合、県が地方自治法に基づき、市町に代わって処理を行うものです。 県が発災後速やかに市町の被災状況や行政機能の状況を把握し、県への事務委託等を行うための手続きを加えました。 <p style="text-align: right;">-P90-</p> |

| 2-3-6 津波堆積物 再生資材の利用に関すること | |
|---|--|
| <p>災害廃棄物の再生利用については、需要と供給のバランスをとりつつ処理を進めていく必要がある。</p> <p>また、再生利用のための、品質に関する基準を示すことが望ましい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 復興事業等における再生資材としての利用調整は、県が行うこととしました。 <p>また、公益社団法人地盤工学会が再生資材等の品質管理や環境安全性の考え方等を取りまとめた「災害廃棄物から再生された復興資材の有効活用ガイドライン（平成26年9月）」について、参考に示しました。</p> <p>-P107-</p> |
| 2-3-7 処理困難廃棄物の処理 処理困難廃棄物の取り扱いに関すること | |
| <p>処理困難廃棄物の分析、回収・保管、仮置場での取扱いについて、詳細に示す必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 有害物質を含む処理困難廃棄物については、誤った取り扱いによる二次汚染の発生を防止するためにも、適切な処理が必要になることから H27 年度に「処理困難廃棄物対策マニュアル」を作成します。 <p>-P112-</p> |

6 R D F 焼却・発電事業について

1 現状

R D F 焼却・発電事業を進めるにあたっては、一般廃棄物処理を行う市町と県が、緊密な連携を図ることが重要であるため、構成する市町、製造団体及び県において、R D F 運営協議会を設置し、安全で安定した事業運営や経費節減等の検討に取り組んでいます。

また、平成 15 年 8 月に発生した R D F 貯蔵槽爆発事故については、知事部局及び企業庁等が、富士電機（株）に対して提訴し、現在、係争中です。

2 取組状況

(1) R D F 焼却・発電事業からの松阪市脱退

① R D F 焼却・発電事業からの松阪市の脱退にあたっては、平成 26 年 8 月の R D F 運営協議会理事会で審議・決定しました。松阪市は、これを承諾した後、同市議会 9 月定例会に補正予算を上程し、議決されました。

- ・負担金額 1 億 9,515 万 7,935 円
- ・納付期限 平成 27 年 5 月 29 日

② 松阪市議会の議決を受けて、香肌奥伊勢資源化広域連合（以下「連合」という。）を構成する 3 町（多気町、大台町、大紀町）議会 12 月定例会においても、松阪市脱退に伴う連合規約の変更が議決されました。

③ 連合は、地方自治法（第 291 条の 3 第 1 項）に基づき、連合を組織する地方自治体の数の減少及び連合規約の変更について、三重県に申請を行い、平成 27 年 1 月 5 日付けで許可されました。

④ 平成 27 年 1 月 9 日付けで、連合から松阪市に対して脱退負担金の請求がなされ、松阪市は、2 月 6 日付けで連合に脱退負担金を納付しました。

(2) R D F 焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

市町等のごみ処理が円滑に行われるためには、R D F 焼却・発電事業の終了となる平成 33 年度以降も、安全で安定したごみ処理体制が構築されることが重要です。

このため、県としては、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣などの支援を行っています。また、国に対しても、ごみ処理施設整備の支援拡充の要望活動を実施しました。

<市町等における検討状況>

① 桑名広域清掃事業組合

いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曾岬町、東員町）の枠組みで、施設整備することが決まっており、本年度は処理方式や機種選定などの評価を行いました。

今後は、事業の方式・範囲を検討することや発注仕様書を作成することなど、入札に向けた準備を行うこととしています。

② 伊賀市

平成26年3月に同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、民間委託の方向性についての答申があり、処理方針の検討を行っているところです。

③ 香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市を除く3町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について、事務レベルでの検討を行っているところです。

④ 東紀州地域

紀北町、南牟婁清掃事業組合（熊野市、御浜町、紀宝町）においては、尾鷲市を含む2市3町による新たな広域化の枠組みに向けて、検討を行っているところです。

(3) 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の運営主体

平成29年度以降の運営主体の検討にあたっては、経営の健全化を確保することが重要であり、将来の経営を見通す上で、平成32年度までに要する委託費用を積算し、精査していく必要があるため、本年度において、安全で安心な維持管理や設備改修に要する費用等について、関係部局と検討を進めています。

(4) RDF貯蔵槽爆発事故に対する損害賠償請求

- ① RDF貯蔵槽爆発事故に係る損害について、知事部局及び企業庁等は、富士電機(株)に対して、平成18年6月20日に損害賠償を求める訴えを津地方裁判所に提起しました。（損害賠償額：22億5,653万4,672円）

また、富士電機(株)からは、企業庁に対して、平成18年6月15日及び8月18日に、RDF貯蔵槽火災及び爆発事故に関する損害賠償請求が提起されています。

（損害賠償額：31億4,752万5,943円）

- ② 民事訴訟の口頭弁論は、第1回（平成18年9月7日）から第19回（平成26年12月26日）まで行われ、平成27年3月19日に判決が言い渡される予定です。

3 今後の取組

(1) RDF焼却・発電事業からの松阪市脱退

企業庁から連合に対して、脱退負担金の請求を行っており、年度内に納付される見込みです。引き続き、松阪市の脱退に伴う事務が、円滑に行われるよう、連合と緊密な連携を図ってまいります。

(2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等については、それぞれの地域の状況をふまえ、引き続き、市町等と一体となって検討を行うとともに、施設整備にあたっての交付金制度の拡充についても、積極的に国へ働きかけていきます。

(3) RDF焼却・発電事業の運営主体

平成27年度以降のRDF焼却・発電事業については、水力発電事業の民間譲渡に伴う残務整理と合わせて、企業庁が運営を行うこととしています。

なお、平成29年度以降のRDF焼却・発電事業の運営主体については、引き続き、関係部局で協議し方針を決定していきます。

(4) RDF貯蔵槽爆発事故に対する損害賠償請求

平成27年3月19日の判決の内容をふまえ、関係部局と連携して適切に対応していきます。

7 産業廃棄物の監視・指導状況について

1 現状

県内では、産業廃棄物の不法投棄等不適正処分が依然として跡を絶たず、悪質・巧妙な事業者に対して監視・指導を行っています。

平成26年度の指導状況は、12月末時点で指導件数が3,893件、文書発出数が110件、事業停止命令が3件となっています。

この中で、悪質な業者による保管、造成工事を偽装した不法投棄、指導に従わない廃棄物の積み上げ等不適正処分が散見されます。

また、不法投棄の発生件数・発生量については、12月末時点で15件480トンで、建設系廃棄物等の割合が高く発生件数で約73%、発生量で約99%を占めています。（表1及び表2参照）

2 平成26年度の実施状況

(1) 悪質・巧妙化する事案等への対応

① 装備・資機材の活用等による広域的な監視の実施

防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロール（26年度4回）を実施する他、民間警備会社委託による休日・早朝も含めた監視パトロール（12月末時点で2,917件）を行っています。

また、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っています。（12月末時点延べ設置箇所数は13箇所）

② 行政処分等の実施

指導を繰り返しても不適正な状態が改善されない悪質な事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行政処分を行っています。（12月末時点で、法第14条の3に基づく事業停止命令3件）

なお、平成24年3月に発出した中部リテールテクノ株式会社他2者に対する措置命令（法第19条の5）について、告発を視野に入れながら調査・指導をしているところですが、対象者の調査において不十分な点がみられたため、必要な調査を行っているところです。

(2) 関係者等と連携した取組

① 事業者等・市町との連携

不法投棄等を早期に発見し是正を図るため、県内で広範囲に活動している事業者との連携を目的として、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しました。（今年度は、中部電力株式会社及び一般財団法人中部電気保安協会 延べ18事業者と締結）

また、市町と連携した迅速な初動対応によって、地域の生活環境の悪化を最小限に食い止めるため、市町職員が産業廃棄物に係る立入が行え

るよう、県内全市町と立入検査の実施に係る協定を締結しています。(平成26年度立入検査員証交付者263名)

さらに、1月26日には、自主的な不法投棄監視活動団体や処理業界等の参加により、県民一人ひとりの不法投棄防止に関する意識向上を図るため「不法投棄を許さない社会づくりフォーラム」を開催しました。

② 県民等からの情報提供

県民等から広く不法投棄等不適正処分の情報提供をいただくため、平成9年度から廃棄物ダイヤル110番等を設けています。(通報件数は図1参照)

また、今年度から新たにメール110番による通報制度やFM放送を活用した広報・啓発(延べ31日60回)を行い、情報提供を呼びかけています。

③ 近隣縣市との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等(愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市、中部地方環境事務所)と連携した路上監視を行っており、本年度は5回実施しました。

3 今後の取組方向

(1) 悪質・巧妙化する事案等への対応

悪質・巧妙な事案に対しては、引続き、資機材等を活用した効果的な監視・指導を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して立入を行い、事態の悪化防止や早期是正を図ります。

指導に従わない事業者に対しては、告発を視野に入れた改善命令や許可の取消しなど厳正に対処します。

悪質・巧妙な事案として、造成工事を偽装するなどの廃棄物の不適正な処分に対しては、関係機関と連携して指導・監督を強化するとともに、厳正な処分を含めた対応を粘り強く行っていきます。

また、現在、発出している改善命令及び措置命令は5事案9件ありますが、必要に応じて生活環境保全に係る調査を実施するとともに、命令(講ずべき措置)の履行に向けて指導を行っていきます。

(2) 関係者等と連携した取組

不法投棄等不適正処分を早期発見し早期是正を図るため、新たに県内で広範囲に活動している民間事業者との協定締結等様々な主体との連携をしていきます。

また、不法投棄を許さない社会づくりを進めるため、警察、市町等関係者間での情報交換を進めます。

(参考)

表1 監視指導状況の推移 (件)

| 区分 | 年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|------------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ監視件数 | | 4,459 | 4,782 | 4,561 | 5,465 | 3,893 |
| 行政指導 ・ 処分等 | 指導件数 | 1,235 | 1,356 | 1,878 | 2,378 | 1,706 |
| | 指導文書発出数 | 62 | 115 | 153 | 227 | 110 |
| | 改善命令 | 2 | 0 | 5 | 3 | 0 |
| | 措置命令 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | 事業停止命令 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | 許可取消 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 |
| | 告 発 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |

※平成26年度は12月末時点の速報値

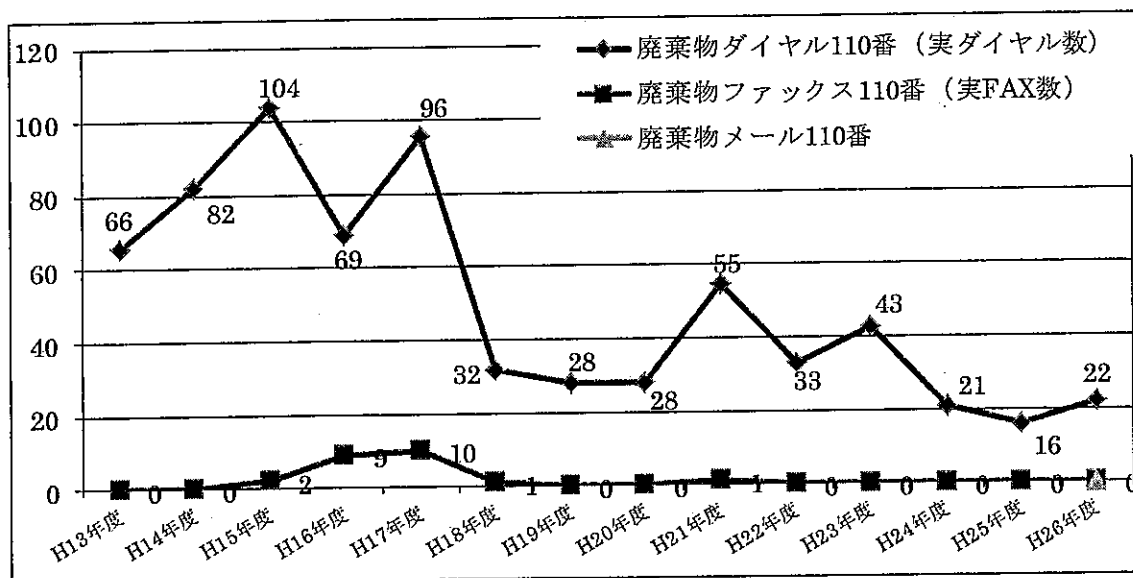
表2 新たに確認された不法投棄事案の推移 (件、数量トン)

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-----------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 確認事案数 | 18(462) | 8(275) | 7(150) | 14(623) | 15(480) |
| 内 建設系廃棄物等 | 11(459) | 7(274) | 6(149) | 10(619) | 11(475) |
| 年度内撤去済数 | 9(71) | 5(142) | 6(80) | 11(459) | 9(437) |

※確認事案数の内、下段は建設系廃棄物等

平成26年度は12月末時点の速報値

図1 廃棄物ダイヤル110番、ファックス110番通報件数



※平成26年度は12月末時点の速報値

廃棄物メール110番は平成26年11月運用開始

廃棄物ダイヤル110番：0120-53-8184 (ごみはいやよ)
 廃棄物ファックス110番：0120-53-3074 (ごみみえなし)
 廃棄物メール110番：gomi110@pref.mie.jp (ごみ110番)